

	<p>東京都の小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例</p>	<p>厚木市住民投票条例</p>	<p>川崎市住民投票条例</p>	<p>大和市住民投票条例</p>
<p>目的・趣旨</p>	<p>東京都が立案した小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画(府中所沢線の五日市街道(国分寺市東戸倉2丁目)から菅梅街道(小平市小川町1丁目)までの約1.4キロメートルの区間)について、住民参加により計画を見直すべきか、又は計画の原直しは必要ないかについて、市民の意向を確認することを目的とする。</p>	<p>厚木市自治基本条例(平成22年厚木市条例第25号)第36条第1項の規定に基づき、住民投票の実施に ついて必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>市政に係る重要事項について、住民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第31条第1項に規定する住民をいう。以下同じ。)に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。</p>	<p>この条例は、大和市自治基本条例(平成16年大和市条例第16号。以下「自治基本条例」という。)第31条第6項の規定に基づき、住民投票の実施に 関し必要な事項を定めることにより、住民の意思を市政に反映し、もって自治の進展に資することを 目的とする。</p>
<p>住民投票の実施</p>	<p>住民投票は、市民若しくは議会の請求又は市長の提案(以下「市長提案」という。)に基づき実施されるものとする。</p>	<p>市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。ただし、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。</p> <p>(議会への協議の条文あり)市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。</p>	<p>市長は、第1項又は第2項の規定による請求があつたときは、住民投票を実施しなければならない。</p>	
<p>住民投票に付すことができる事項</p>	<p>住民投票に付することができる事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。</li> <li>(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</li> <li>(3) 予算、組織、人事等市の執行機関の内部の事務処理に関する事項</li> <li>(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項</li> <li>(5) 前各号に掲げる事項に類すると認められる事項</li> </ol>	<p>住民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)は、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であつて、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。、次に掲げる事項は、重要事項としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項</li> <li>(2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項</li> <li>(3) 専ら特定の地域に関する事項</li> <li>(4) 市民(川崎市自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。)が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項</li> <li>(5) その他住民投票に付することが適当でないと思われる事項</li> </ol>	<p>自治基本条例第30条第1項及び第31条第1項から第3項までに規定する市政に係る重要事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事案であつて、住民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。</p>	
<p>投票の請求資格者</p>	<p>第2条の規定に基づき住民投票の実施を請求できる市民(以下「請求資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、本市の選挙人名簿に登録されている者とする。</p>	<p>投票資格者</p>	<p>投票資格者</p>	

実施の請求		請求資格者による住民投票の請求(以下「市民請求」という。)は、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、請求資格者の代表者(以下「請求代表者」という。)から市長に対し、書面により行うものとする。議会により住民投票の請求(以下「議会請求」という。)は、議決により市長に対し行うものとする。この場合において、議員が議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。	投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を請求し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。市長に対し、2 議会は、議決により住民投票を請求し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。3 市長は、自ら住民投票を請求することができる。	本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上、その者の連署をもって、その代表者から市長に対し住民投票の実施を請求することができる。2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対し住民投票の実施を請求することができる。3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を請求することができる。
投票の執行者	市長	市長	市長	市長
投票の期日	住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から起算して60日を超えない範囲において市長が定める日とする。	選挙管理委員会は、第9条第2項の規定による告示があつた日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲において、住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。	市長は、前項前段の規定による告示の日から60日を経過した日後初めて行われる市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。	市長は、住民請求若しくは議会請求があつたとき又は市長発議をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。通知があつた日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。
投票資格者	住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票日において小平市に住所を有する者であつて、前条第3項の規定による告示の日において小平市の選挙人名簿に登録されている者及び当該告示の日の前日において、選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。	住民投票の投票権を有する市民(以下「投票資格者」という。)は、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。	市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であり、かつ、住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。))から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に登録されている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 日本の国籍を有する者 (2) 日本の国籍を有しない者であつて、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に登録されているもの	次の各号のいずれかに該当する者であつて、第7条に規定する投票資格者名簿に登録されている者 (1) 年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者 (2) 年齢満16年以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者
投票資格のない者	(1) 成年被後見人 (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 (3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。) (4) 公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わる若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者 (5) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者	条項なし	公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特別に関する法律(平成13年法律第147-2号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「選挙法規定」という。))により選挙権を有しない者 (2) 前項第1号の規定に該当する年齢満18年以上20年未満の者及び前項第2号の規定に該当する者 公職選挙法第9条の規定する選挙権を有する者とはみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者	(1) 投票資格者名簿に登録されていない者 (2) 投票資格者名簿に登録された者であつても投票日の当日(第15条の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に第3条第1項各号の規定に該当しない者

投票の方法・形式	住民投票の投票は、小平都市計画道路3・2・8号府中沢線計画について、住民参加により東京都の計画を見直すべきと思う者は投票用紙の住民参加により計画を見直す欄に、計画の見直しは必要ないと思う者は投票用紙の計画の見直しは必要ないの欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。	住民投票に付する事項(以下「住民投票事項」という。)の形式は、二者択一で賛否を問う形式としなければならない。ただし、住民投票事項が二者択一により難しい場合には、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。	投票人は、投票人の自由な意思に基づき、付議事項に賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、付議事項に反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。	住民請求、自治基本条例第31条第2項の規定による請求(以下「議会請求」という。)及び同条第3項の規定による発議(以下「市長発議」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、かつ、住民が容易に内容を理解できるよう設問として請求又は発議されたものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、事案により、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。
投票成立の要件	住民投票は、投票した者の総数が投票資格者の総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。	なし	なし	なし
投票結果の尊重	市長は、住民投票が成立したときはその結果を尊重し、速やかに市民の意思を東京都及び国の関連機関に通知しなければならない。	自治基本条例に条文あり(市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。)	議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。自治基本条例にも同様の条文あり。(議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。)	自治基本条例に条文あり。(市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。)
請求等の制限		住民投票が実施された場合は、前条の規定により投票の結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、当該住民投票に付した事項と同一又は同旨の事項について、第5条の規定による住民投票の請求又は市長提案を行うことはできない。	既に発議に係る手続が開始されている場合において、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。	この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。
自治基本条例での位置づけ	市は、市政に関する重要な事項について、市民、議会又は市長の発議に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票(以下「市民投票」という。)を実施することができる。市は、市民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。	市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。	市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができません。	市長は、市政に係る重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができ。住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。
投票条例制定の背景		基本的には、自治基本条例の制定を考える市民会議からの提言も受けている。	平成16年度に自治基本条例を制定後、平成17年度～18年度で検討委員会・19年度で素案、20年度制定、自治基本条例制定後	調査中
施行年月日	平成25年4月16日	平成24年12月25日	平成21年4月1日	平成18年10月1日